

安田町不妊治療費助成金

不妊の悩みに対する支援の一つとして、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。

【事業概要】

対象治療	一般不妊治療	特定不妊治療
	タイミング法・人工授精など	体外受精・顕微授精など
対象者 ※①～④ の全てに 該当する方	①法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚関係にある方も含む) ②最初の診察日の6ヶ月前から、町に住民票があり、かつ町に居住している夫婦 (勤務等の都合により夫婦のいずれか一方が町内に住所がない場合も含む) ③医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である夫婦 ④町税等の滞納がない夫婦	
助成上限額	5万円(1年度あたり)	10万円(1回あたり) 高知県が実施する不妊治療費支援事業の 対象者へ上乗せ助成
助成期間	通算2年間(1子ごとに)	県要綱に準ずる。(※R8.4.1時点) 40歳未満:6回まで(1子ごとに) 40歳以上43歳未満:3回まで(1子ごとに)
内容	4月1日以降に、医療機関において夫婦が共に受けた一般不妊治療・特定不妊治療で、 医師が認めたもの。	
申請期限	治療を受けた日の属する年度の3月31日ま でに提出	県助成金の決定通知から30日以内

【提出書類】○:必須書類 ▲:省略できる場合がある書類

	一般不妊治療	特定不妊治療
1.不妊治療費助成金交付申請書兼請求書(様式1号)	○	○
2.不妊治療費助成金医療機関受診等証明書(様式2号)	○	○(※1)
3.治療にかかった費用の領収書及び明細書	○	○(※2)
4.住民票など住所を確認できるもの	▲(※3)	▲(※3)
5.法律上の婚姻をしていること が確認できる書類	法律婚(両人の記載のある戸籍謄本)	○
	事実婚(両人の戸籍謄本)、 事実婚申立書(様式3号)	○
6.医療保険の資格情報が確認できる書類等・限度額認定証の写し	○	○
7.助成制度の交付決定通知書の写し・助成金額が確認できる書類	▲(※4)	○(※5)
8.町税および県税等について滞納していないことが分かる書類	▲(※3)	▲(※3)

※1高知県知事に提出する「特定不妊治療支援事業医療機関受診等証明書」の写しが提出できる場合はこの証明書に代えることができます。

※2高知県が実施する不妊治療費支援事業のため原本を提出する場合は、写しを提出してください。

※3安田町に住民票があり、役場で確認することに同意いただいた場合は省略できます。

※4この助成金以外の保険給付金や他市町村から助成金等の給付を受けている場合は必要です。

※5特定不妊治療助成申請の場合、高知県から通知される「特定不妊治療支援事業承認決定通知書」の写しを提出してください。

申請・問い合わせ先 安田町役場町民生活課 ☎0887-38-6712 FAX0887-38-6780